



COPY

清川村指令税住第1号

一般廃棄物処理業許可証

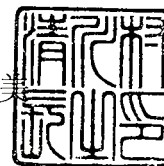
住 所 厚木市恩名一丁目11番31号
氏 名 中央カンセー 株式会社
代表取締役 尾島 忠

令和2年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地 及び名称	厚木市恩名一丁目11番31号 中央カンセー 株式会社
取扱廃棄物 の種類	一般廃棄物（生ごみ・紙くず・木くず・金物類・硝子類・プラスチック類）
収集運搬及び 処分の別	収集・運搬（積替・保管は含まない）
営業の区域	清川村内
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
備考	

令和2年3月25日

清川村長 岩澤 吉美



COPY

注 意

- 1 この許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 2 この許可証を亡失又はき損、汚損した場合は、遅滞なくその旨を村長に届出て再交付を受けなければならない。
- 3 営業の全部もしくは一部を廃止しようとする時、又は表面記載事項に変更があった時は、その旨を届出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を村長に返納しなければならない。
 - (1) 許可を取消された時
 - (2) 業務を廃止した時
 - (3) 業務の全部の停止を命ぜられた時
 - (4) 業務の全部を休止した時
 - (5) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を回復した時